

『梵網經』・『沙門果經』に見られる律規定

山 極 伸 之

【 1 】 『梵網經』・『沙門果經』と長部「戒蘊品」

現在私は、律蔵の成立過程を明かにするために、ニカーヤや阿舎の中に説かれている律的な記述に注目し、それらを抽出しながら律蔵とニカーヤ・阿舎の関係を解明しようとする研究に取り組んでいる。そこで、本小論では、パーリの『梵網經 (Brahmajālasutta=Brj)』と『沙門果經 (Sāmaññaphalasutta=Sph)』に特に焦点を当て、そこに見られる律規定が、律蔵とニカーヤ・阿舎の関係を考える上でいかなる意味を有し、どのように活用されうるかについて若干の考察を加えてみたい。

『梵網經』・『沙門果經』の二經は、パーリでは長部 (Dighanikāya) の第 1、第 2 經として有名なものであるが、これら二經は長部の「戒蘊品 (sīlakkhandhava-gga)」の冒頭に位置付けられている。漢訳『長阿含經』の場合、「戒蘊品」なる区分は存在しないが、パーリの「戒蘊品」に相当すると思われる「第三分」中の經として基本的には同様の位置付けがなされている。

パーリ長部や『長阿含經』の構成組織については、既に詳細な研究がなされており、今日まで多くの研究者の関心を集めてきた¹⁾。その結果、パーリ長部と『長阿含經』とが、ともに「戒蘊品」(乃至はそれに相当する部分)を含む三部分(漢訳は四部分)から構成されていることが明らかにされており、パーリ長部冒頭の「戒蘊品」と、『長阿含經』第三分とが共に「修行道を明かす」經典を集めた部分であると見る事が出来る。このように特定の意図の基に編纂されているものの、パーリ長部と『長阿含經』とは、そこに含まれている經典の配列や内容に関してまでよく一致しているわけではなく、両者の成立過程に関してはまだ不明確な点が多く存在していると言える。

ところで、パーリ長部の「戒蘊品」中に収められている13の經典には共通点が存在する。それは、13經すべてにほとんど同じ形でまとまった学処 (sikkhāpada)、即ち比丘の生活に関する規定が説かれている点である²⁾。この学処に関する部分が、本小論で取り上げようとする律規定に相当する。パーリ長部の「戒蘊品」と

いう分類は、この共通する学処に由来すると考えられており、長部・長阿含の組織構成に関する先行研究もこの点に注目して展開されている。しかし、学処として示される内容が、律という立場から見た場合にどのように理解されるべきなのかについては、これまであまり言及されていない。そこで以下に、長部「戒蘊品」中に見いだされる律規定の内容を具体的に検討していく。

【2】『梵網經』・『沙門果經』中に見られる律規定(学処)

パーリ長部の『梵網經』(Brj=PTS. DN. I, pp1~46)・『沙門果經』(Sph=PTS. DN. I, pp47~86) 中に見いだされる学処の概要は、以下のようにまとめられる。尚、右側には管見の及ぶ限りで見いだした、パーリ律の対応する学処や犍度部内での関連する記述（一部は漢訳律のみに存在する）を掲げておいた。

〈1〉 小戒 (Brj. pp. 4~5 <cūlasila>; Sph. pp. 63~64)

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1) 殺生（生物全般に対して） | → 波逸提第61条（故意殺有情戒） |
| 2) 不与取 | → 波羅夷第2条（不与取戒） |
| 3) 非梵行 | → 波羅夷第1条（不淨戒） |
| 4) 妄語（musāvāda） | → 波逸提第1条（条罵戒：sampajānamusāvāda） |
| 5) 離間語（両舌：pisuṇāvācā） | → 波逸提第3条（罵戒：pesuṇā） |
| 6) 惡口（pharusāvācā） | → （波逸提第2条 離間語戒：omasavāda） |
| 7) 雜汚語（samphappalāpa） | |

※ Parivāra (Vin. V, p. 126); 四種の口惡行=musavāda, pisuṇavācā, pharusāvācā, samphappalāpa

- | | |
|-----------------------|---|
| 8) 種子・草木の保護 | → 波逸提第11条（草木戒） |
| 9) 一食 | → 波逸提第37条（非時食戒）※波逸提第31条（施一食処過受戒） |
| 10) 非時食 | → 波逸提第37条（非時食戒） |
| 11) 歌舞・音曲の鑑賞 | → 雜事犍度（惡作罪：Vin. II, 107~108）
※比丘尼波逸提第10条 |
| 12) 裝飾品（香水、立派な寝台 etc） | → 波逸提第87条（不用高床大床戒）
裝飾品=雜事犍度（惡作罪：Vin. II, 106~107）
立派な寝台=臥座具犍度（Vin. II, 163~164） |
| 13) 金・銀を受けること | → 捨墮法 第18条（不受用金銀戒） |
| 14) 生の穀物を受けること | → <『摩訶僧祇律』「跋渠法」第46項> |
| 15) 生肉を受けること | → <『摩訶僧祇律』「跋渠法」第47項> |
| 16) 婦人や少女を受けること | |
| 17) 山羊や羊を受けること | |
| 18) 奴隸を受けること | |

(80) 『梵網經』・『沙門果經』に見られる律規定 (山 極)

- 19) 鶏・豚を受けること
- 20) 象・牛を受けること
- 21) 耕地・荒地地を受けること
- 22) 使いの派遣 → <『四分律』雜犍度 (T. XXII, (p. 962a))>
- 23) 売買 → 捨墮法第20条 (種々販売戒)
- 24) 重量・寸法のごまかし
- 25) 賄賂・詐欺・虚偽などの不正行為
- 26) 傷害・殺戮・拘束・略奪など
- <2> 中戒 (Brj. pp. 5~8 <majjhimsa>; Sph. pp. 64~67)
- 27) 種子・草木類を取ること → 小戒の8) ※関連規定=雜事犍度 (Vin. II, p. 138)
- 28) 食・飲物・衣などの貯蔵 → 波逸提第38条 (貯蔵戒=食・飲物)
捨墮法第1条 (迦絺那衣戒=衣)
- 29) 歌・踊り・見せ物などの鑑賞 → 小戒の11)
- 30) 賭事や遊技 → 僧殘罪13条 (汚家戒) ※関連規定=羯磨犍度・雜事犍度
- 31) 高い寝台や立派な寝具 → 小戒の12)
- 32) 香料・装飾品など → 小戒の12)
- 33) 様々な無駄話
- 34) 無意味な争論
- 35) 使いの派遣 → 小戒の22)
- 36) ごまかし・饒舌・なぞかけなど
- <3> 大戒 (Brj. pp. 9~12 <Mahāsīla>; Sph. pp. 67~70)
- 37) 低俗な呪術— 1 (占いなど)
- 38) 低俗な呪術— 2 (相を見ることなど)
- 39) 低俗な呪術— 3 (戦争の予想など)
- 40) 低俗な呪術— 4 (日月星占いなど)
- 41) 低俗な呪術— 5 (早魃・大雨の予知など)
- 42) 低俗な呪術— 6 (世俗的な世話<仲人>など) → 類似規定=僧殘罪第5条 (媒嫁戒)
- 43) 低俗な呪術— 7 (世俗的儀式の執行<願掛け>など)

※具体的な記述を伴わない「低俗な呪術 (tiracchāna-vijjā)」の禁止

→ 比丘=雜事犍度 (Vin. II, p. 138); 比丘尼=波逸提第49・50条

以上が両經に示される学処であるが、『梵網經』では、これらが小・中・大の三戒に区分され、合計で四十三項目とらっている。まず冒頭に小戒として、五戒、八齋戒、十戒、十善業道などと密接に関係する七項目が示される。次に、食事・伎楽鑑賞・華美な生活、などに関する規定が五項目、さらに比丘が受けてはならないものに関する規定が九項目、その他が五項目で、小戒二十六項目が一応のま

とまりを持って示されている。次に、中戒十項目が示されるが、そのうちの半分
の五項目は既に示された小戒と重複している（ただし規定の内容については中戒の部
分の方がより詳しく説かれている）。そして最後に大戒として七項目が掲げられるが、
これらはすべて「低俗な呪術」として捉えられており、それぞれに具体的な内容
が細かく列挙されている。

【 3 】 律学処との関係

前節に掲げた長部戒蘊品の四十三学処について、佐藤密雄は、これらを仏教に
限らない当時の出家者一般の戒とみなしている。当時既に存在したこのような常
行法を仏教が採用したとした上で、これらはあくまでも戒として捉えられるべき
ものであって、罰則を伴う律とは扱われ方が異なると見ている³⁾。平川彰もほぼ
同様の理解を示しているが、小戒・中戒に重複がある点や、パーリ中部や増支部
の經典中に、小戒・中戒のみで説かれる場合が存在することにより、この学処が
内容的に不完全なものであると考え、後に律の学処が代用されるようになったと
推測している。その上で、修行者が自発的に実践すべき倫理的な徳目としての戒
と、教団の維持運営に関わる現実的な問題に対処すべく定められた律とは別々の
系統において発達したものと理解している⁴⁾。

確かに、先に掲げた項目を、律の学処との比較を通して見てみると、両者には
かなりの違いが存在することが理解でき、両者を同一系統のものとして理解する
ことは困難であるように思われる。しかし、表に示したように構造的には異なり
ながらも、律の学処と一致する項目も多く存在するため全く無関係と見ることも
できない。在家の五戒などの場合とは異なり、これらの学処が、比丘によって保
たれるべきものとして示されている以上、現実的に比丘の生活を拘束するものと
なる。このような問題点の解明については更なる調査検討が必要であると思わ
れるが、ここで、広律の内部に存在する注目すべき記述について少し触れておき
たい。それは、『四分律』の雜健度の末尾に見られる「大小持戒健度」なるもの
の存在についてである。『四分律』の雜健度の末尾には、ブッダが諸比丘に対し
て「大小持戒健度」を説いたという記述があり、その内容が「戒蘊品」に見られ
る学処とよく一致しているのである。このような記述の存在や『沙門果經』との
対応については既に西本龍山や平川が指摘をしているが⁵⁾、戒が語られる経緯か
ら考えて、『沙門果經』そのものではなく、「戒蘊品」に存在する学処に関する部
分の総称として「大小持戒健度」なる名称が用いられていた可能性が強い。いず
れにしても広律内部にこのよう記述が存在することは注目に値する。

【4】 その他の諸問題と今後の課題

最後に、『梵網經』・『沙門果經』を中心とするパーリ長部の「戒蘊品」に付随する問題点や、注目すべき関連資料などを以下に列挙しておく。

(1) 「戒蘊品」中の他經と戒が説かれる經緯の相違

「戒蘊品」中の13經において示される学処は、ブッダが語るに至る經緯が様々に異なっており、『梵網經』と『沙門果經』でも戒を位置付ける立場が異なっている。經典の編纂者がいかなる意図の基に内容を統一して記述したのか、このような学処がいつ、どのようにして成立し、本来どの經に存在していたのか等の問題を再検討する必要がある。

(2) 漢訳『長阿含經』の問題点

漢訳『長阿含經』の第三分中の諸經の中で、「戒蘊品」のように戒を具体的に列挙しているのは実際には、第20經（第三分第1經）『阿摩昼經』（T. I, 82a~88b）と第21經（第三分第2經）『梵動經』（T. I, 88b~94a）の二經だけである。兩經にのみ具体的に説かれる学処は、基本的にパーリの「戒蘊品」のものと一致しており、それがこの二經にのみ説かれている点には注意を要する。『四分律』やこれら二經の異訳などを含めて詳細な検討を行う必要がある。

(3) 説一切有部系の資料の存在

以下に掲げる説一切有部系の資料の中にも「戒蘊品」に関する記述が存在し、後代に於ける展開や、その起源を考えるための検討が必要と思われる。

- a) 『俱舍論』業品が引用する『三杖經 (Tridaṇḍisūtra)』 (AKBh. p. 255¹³)
- b) Yaśomitra によるその注釈部分 (AKvy. <by. Wogihara> p. 420-421)
- c) Śamathadeva による「戒蘊品」への言及⁶⁾
- d) 『根本説一切有部毘奈耶藥事』 (T. XXIV, p. 35a) や『根本説一切有部毘奈耶雜事』 (T. XXIV, p. 413a) における「長阿笈摩戒蘊品」という名称
- e) 根本説一切有部「破僧事」中に存在する『沙門果經』相当部分⁷⁾

以上、『梵網經』・『沙門果經』に説かれる律的な規定に注目して、その内容、及びそこから派生する問題点などを列挙してきた。その結果、パーリ長部戒蘊品・『長阿含經』・説一切有部系の長阿含にまとまった学処が説かれていること、これらの学処は比丘の「戒」であるため律の学処と密接な関係を有していること、さらにこのような事実はニカーヤ・阿含の成立や展開過程を究明する上でも重要な資料となりうること等が確認できた。今後さらに、上に掲げた諸資料などを綿密に検討しながら、ニカーヤ・阿含の中に数多く存在する戒と律藏との関係を究明していきたいと考える。(註省略)